

建設安全 ビデオシリーズ

水道水散布法

熱中症対策の強化！

重度の熱中症では救急搬送する前に従来の動脈を冷やすだけでは不十分です
全身冷却法（3パターンを紹介）をして救命率を高めましょう

安衛則 第612条の二 の改正 2025年6月1日施行

熱中症対策義務化の ポイントと全身冷却法

VK191 13分 定価41,800円（税込）本体38,000円

指導 早稲田大学スポーツ科学学術院 准教授 細川 由梨

最新
版

アイスタオル法

TACO法

2025年6月1日より「職場における熱中症対策の強化」が行われます。

労働安全衛生規則の一部が改正され、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」が義務付けられます。

本作品は厚生労働省の資料を基に、現場での具体的な取り組みを映像化しました。

内容を参考にしながら事業所ごとの対策を定め、作業員へ周知することを徹底しましょう！

熱中症被災者に対する冷却方法についての正しい知識を熱中症対策に関する有識者ヒアリングに参加している、早稲田大学スポーツ科学学術院の細川先生と一緒に見ていきます

早稲田大学スポーツ科学学術院
准教授 細川 由梨

(株)オプチカル 販売課 教育映像係

〒761-0113
香川県高松市屋島西町2484-8
TEL 087-841-1100 FAX 087-841-1101

熱中症対策義務化の ポイントと全身冷却法

本編

■ 省令改正の背景

- ①熱中症の死亡災害は3年連続で30人超・死傷災害は2年連続で1,100人超
- ②死亡災害の分析結果
- ③熱中症対策実行計画

■ 省令改正の趣旨

- ・WBGT28度以上または気温31度以上の環境下で、連続1時間以上または1日4時間を超えて実施が見込まれる作業が対象
- ・「早期発見のための体制整備」
- ・「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」
- ・「関係作業員への周知」が事業者には義務付けられる

■ 早期全身冷却の重要性について

- ・国際的に推奨される「早期からの全身冷却」は、東京オリンピック・パラリンピックでも導入され、スポーツ現場での重要性が広がった
- ・この考えが労働現場にも応用され、死亡災害防止のため、今回の制度改正に至る

■ 早期発見のための体制整備

- ・連絡先の明確化
- ・現場巡視の強化とバディ制度
- ・ウェアラブルデバイスの活用について

■ 重篤化を防止するための措置の実施手順の作成

- ・熱中症のおそれのある者に対する処置（フローチャート）の作成について
- ・熱中症は軽度の場合でも、医療機関へ搬送する
- ・被災者をひとりにしない

■ 積極的な冷却方法

救急搬送を待つ間にも「積極的な冷却」を開始することが、救命率を左右する

- ① 水道水散布法
- ② TACO法（アイスバス）
- ③ アイスタオル法

補足説明

- アイスバスの活用について
- 水分・塩分の補給について
- プレクーリングについて

建設安全ビデオ申込書

お申し込みはご記入の上FAXでお願い致します

作品は全てDVDです

最新作	安衛則 第612条の二 の改正 2025年6月1日施行 熱中症対策義務化 のポイントと 全身冷却法	購入	本	貴社名	
				所属 部署	ご氏名
				所在地 〒	
				TEL	FAX

お問合わせ
お申し込みは

(株)オプチカル 販売課 教育映像係

〒761-0113

香川県高松市屋島西町2484-8

TEL 087-841-1100 FAX 087-841-1101